

プロジェクトサイクルにおけるクリーン開発メカニズム (CDM) の持続可能な発展評価に関する考察

東 誠

キーワード： 気候変動、持続可能な発展、京都議定書、クリーン開発メカニズム、指定国内機関、事業計画書

1. 研究の背景および目的

クリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism: CDM) は、気候変動問題への対処において、2 つの目的、すなわち温室効果ガス (Greenhouse Gas: GHG) の削減および途上国の持続可能な発展 (Sustainable Development: SD) への寄与を達成するために設立された制度である。これらの目的を達成する可能性を併せ持ったメカニズムは CDM のみであり、京都メカニズムと呼ばれる京都議定書下での市場制度の中でも運用は最も活発である。しかしながら、CDM 事業による GHG 排出削減効果と途上国の SD への寄与効果の間にはトレードオフの関係があるという問題も存在し、先行研究においても CDM 事業による SD への寄与が充分でないという分析が多くなされている。以上の視点より、本研究は、CDM 制度における SD 評価に関わる問題点の整理を通じ、SD が適切に評価されるための今後の CDM 制度の改善点を示すことを目的とする。

2. CDM 運用における問題点の整理

はじめに、本研究では CDM が抱える問題を、CDM が有する目的に関わる問題と過去の交渉過程における問題に分類した。前者の分析では、現状の CDM が果たす効果が GHG 削減機能に偏っている要因について、登録事業の現状、各アクターの CDM に対する見方、先行研究のレビューによって分析した。また、後者の分析においては、マラケシュ合意において SD を評価する権限を当該事業のホスト国 (途上国) のみが持つという決定に至るまでの交渉過程を追った。その結果、CDM の制度、特にプロジェクトサイクルにおける何らかの制度欠陥が CDM 事業による SD への寄与の達成を難しくしているという仮説が導き出された。

3. 仮説の検証

上に示した仮説の検証のため、CDM のプロジェクトサイクルにおける問題の分析をおこなった。サイクル全体の考察からは、実質的に SD に対して評価義務を課されているのは事業初期の国内承認プロセスに過ぎず、サイクル全体で SD 評価が行われ得ないことがわかった。

また、サイクルにおいて事業関係者ではない外部者がホスト国の SD への寄与を確認できるのは基本的に事業設計書 (PDD) のみに着目し、本研究では PDD の記載内容をスコアリングし、セクター間およびホスト国間における記載内容を比較分析した。結果、PDD における SD 記載には、セクター間、ホスト国間両方において量・質ともに幅があることがわかった。このことから、SD 効果の高低にかかわらず、事業が国内承認を通過していることが明らかになった。

4. より適切な SD 評価への提言

CDM において SD 評価はホスト国がほぼ全権を握り、そのことが SD 評価の健全性を低めている。この問題を解消するためには、ホスト国のみに SD 評価を委ねている現制度の在り方を再考する必要がある。本論では、改善のポイントとして、ホスト国共通のクライテリア策定、国内承認プロセス外における SD 評価の充実化、SD 効果のクレジットへの反映を提示した。

また、本研究の分析を通して、事業者とホスト国の非公式協議の内容や国内承認プロセスにおける事業の却下率といった情報の不透明性によって、確たる結論を導き出せないことが課題として残った。今後、関連研究を行うにあたっては、以上の課題の解消も求められる。